



令和2年3月27日

各位

会社名株式会社 s M e d i o

代表者名 代表取締役社長 岩本 定則

(コード番号：3913 東証マザーズ)

問合せ先 取締役経営企画室長 北 埜 弘剛

(TEL. 03-6262-8660)

### 株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役に当社の普通株式を付与するための自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて、決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和2年4月15日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 10,000株
(3) 処分価額	1株につき545円
(4) 処分総額	5,450,000円
(5) 処分予定先	取締役（社外取締役を除く）2名 10,000株
(6) その他	本自己株式処分については、処分総額が1千万円以下のため、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しておりません。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成31年1月25日の取締役会で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、平成31年3月28日開催の第12期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において、本制度に基づき対象取締役に当社の普通株式を付与するための金銭報酬債権を総額で、年額150百万円以内で支給することにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社は取締役会において、対象取締役2名に対して総額5,450,000円の金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式合計10,000株を割り当てることを決議いたしました。

### 3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

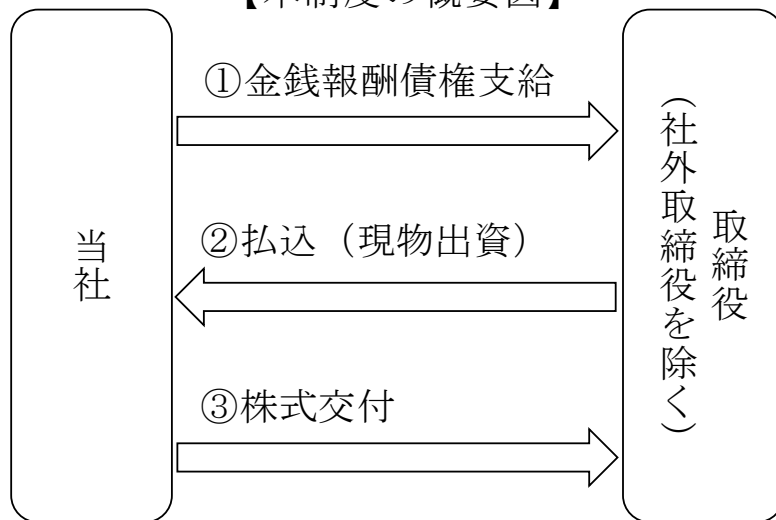
対象取締役に対して支給される当社の普通株式の総数は年30千株以内といたします（なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものといたします。）。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で株式割当契約を締結するものとします。

#### 【本制度の概要図】



### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（令和2年3月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である545円としております。これは、取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上